

# 第3回 熊本市教育行政審議会

## 次第

令和5年(2023年)8月25日

熊本県医師会館 2階 大ホール

### 1 開会

### 2 報告

- (1) 熊本市における学年別不登校児童生徒数等について

### 3 協議

【事例2】いじめへの対応①(被害生徒が転校したケース)

【事例3】いじめへの対応②(加害者が長期別室のケース)

- (1) 協議の視点(他都市の事例含む)等について事務局説明
- (2) グループ協議
- (3) グループからの発表
- (4) 全体会

### 4 諸連絡

### 5 閉会

※閉会后ブリーフィングを予定しています

# 第3回 熊本市教育行政審議会 座席表

日時: 令和5年(2023年)8月25日(金)9:30~  
 場所: 熊本県医師会館2階ホール

報道関係者・傍聴者

報道用カメラエリア

熊本大学教育学部長  
 大学院教育学研究科長  
**藤田 豊 委員**

医療法人横田会  
 向陽台病院院長  
**比江島 誠人 委員**

日本大学文理学部教授  
**未富 芳 委員**

A

保護者  
**村田 槇 委員**

熊本市立楠中学校長  
**平生 典子 委員**

熊本市教育委員  
 熊本学園大学社会福祉学部教授 子ども家庭福祉学科長  
**出川 聖尚子 委員**

日本体育大学大学院  
 体育科学研究科教授  
**南部 さおり 委員**

B

弁護士  
**村田 晃一 委員**

公募委員  
**森 博子 委員**

熊本市立一新小学校長  
**須藤 聡 委員**

玉川大学教育学部教授  
 教育ジャーナリスト  
**中西 茂 委員**

リ・スタートくまもと代表  
**富永 智子 委員**

C

保護者  
**西村 則子 委員**

公募委員  
**上田 心結 委員**

【オンライン】  
 東北大学大学院教育学研究科教授  
**青木 栄一 委員**

YouTube配信  
 機材置き場

(事務局)

中村 順浩  
 総括審議員

小島 雅博  
 教育次長

遠藤 洋路  
 教育長

木櫛 謙治  
 こども局長

田口 清行  
 教育次長

須佐美徹  
 学校教育部長

(事務局)

(事務局)

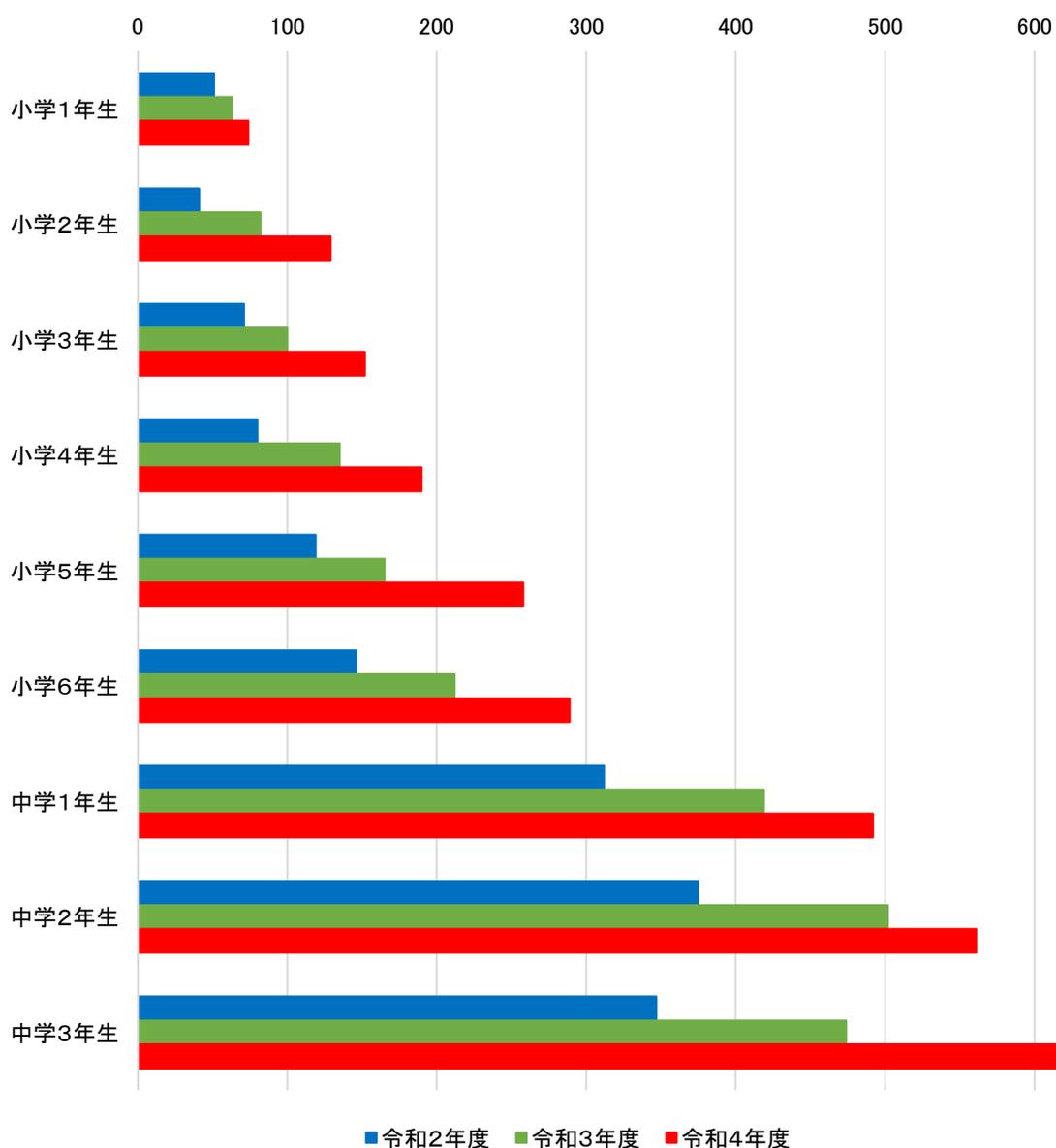
## 熊本市教育行政審議会

	区分	氏名	所属団体・役職等	出欠
1	学識経験者	藤田 豊	熊本大学教育学部長・大学院教育学研究科長	○
2	学識経験者	青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科教授	○ オンライン
3	学識経験者	未富 芳	日本大学文理学部教授	○
4	学識経験者	南部 さおり	日本体育大学大学院体育科学研究科教授	○
5	地方教育行政関係者	出川 聖尚子	熊本市教育委員 熊本学園大学社会福祉学部教授・子ども家庭福祉学科長	○
6	地方教育行政関係者	坪田 知広	名古屋市教育長	欠席
7	法曹関係者	村田 晃一	弁護士	○
8	医療福祉関係者	富永 智子	リ・スタートくまもと代表	○
9	医療福祉関係者	比江島 誠人	医療法人横田会向陽台病院院長	○
10	報道関係者	中西 茂	玉川大学教育学部教授・教育ジャーナリスト	○
11	保護者代表	村田 槇	保護者	○
12	保護者代表	西村 則子	保護者	○
13	教職員	平生 典子	熊本市立楠中学校長	○
14	教職員	須藤 聡	熊本市立一新小学校長	○
15	公募委員	森 博子	公募委員	○
16	公募委員	上田 心結	公募委員	○

【委員の任期】令和5年(2023年)5月1日～令和7年(2025年)3月31日

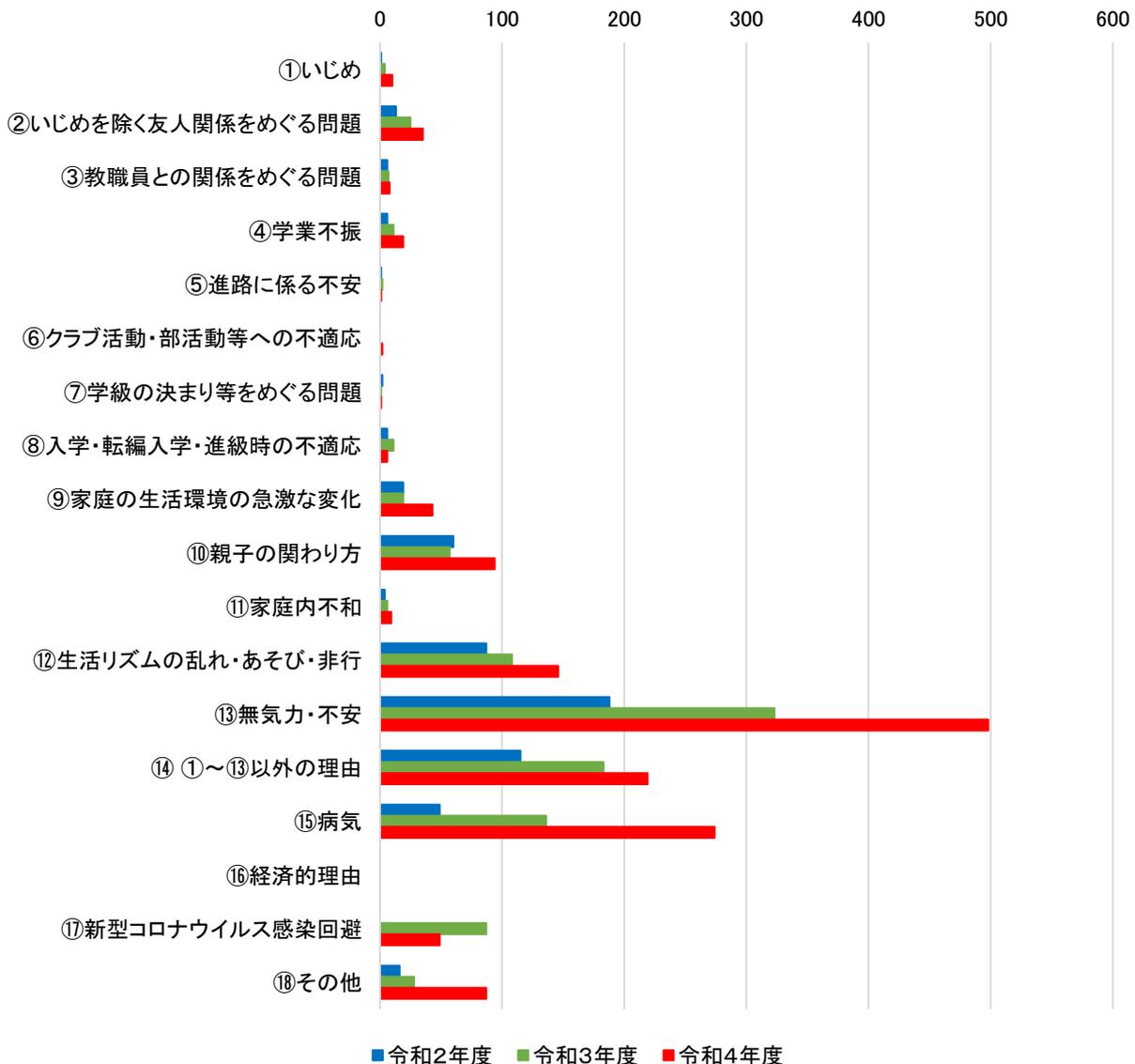
学年別不登校児童生徒数（令和2年度～令和4年度）

学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学1年生	51	63	74
小学2年生	41	82	129
小学3年生	71	100	152
小学4年生	80	135	190
小学5年生	119	165	258
小学6年生	146	212	289
中学1年生	312	419	492
中学2年生	375	502	561
中学3年生	347	474	615
合計	1,542	2,152	2,760



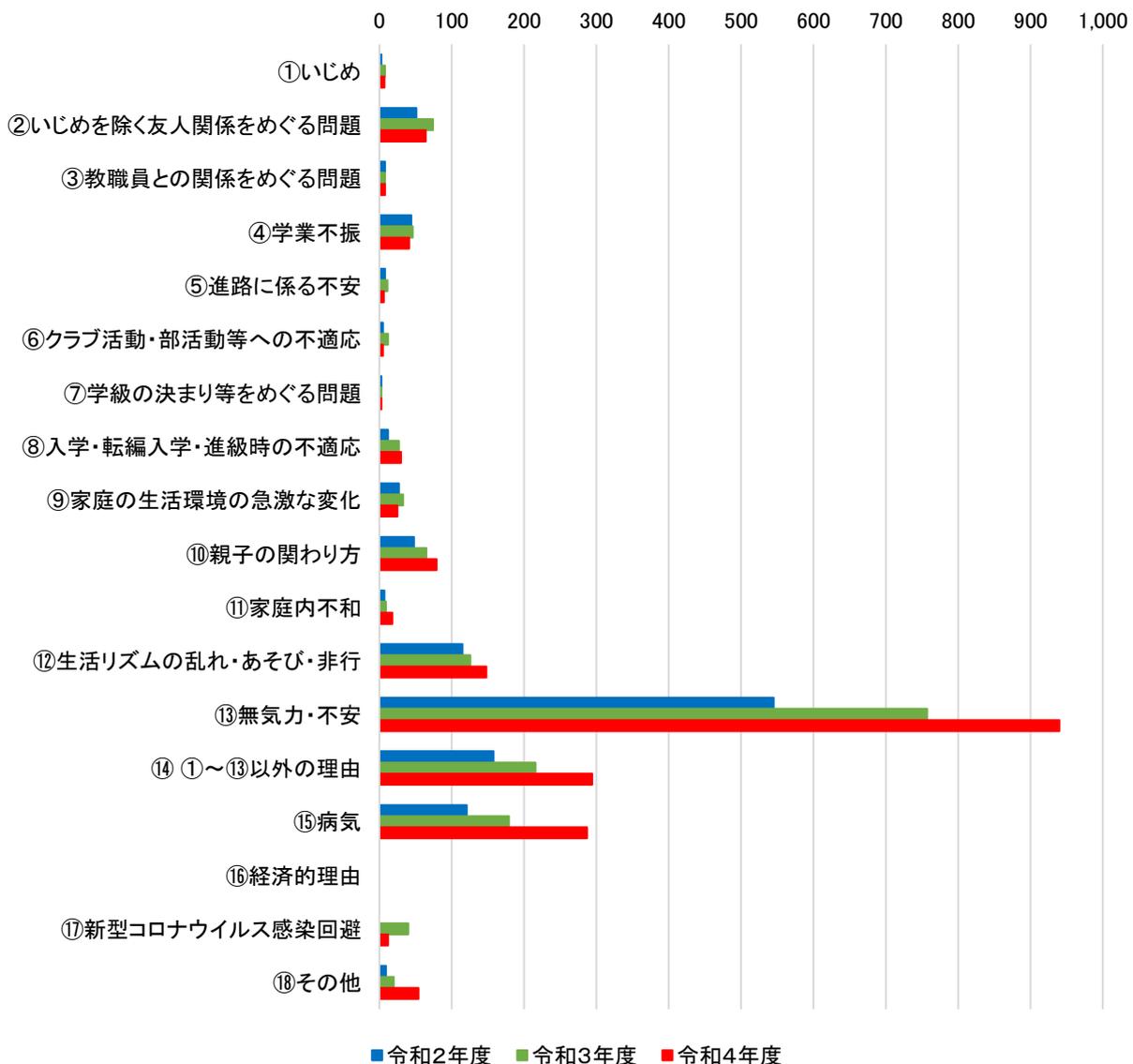
## 要因別長期欠席者数(小学校)

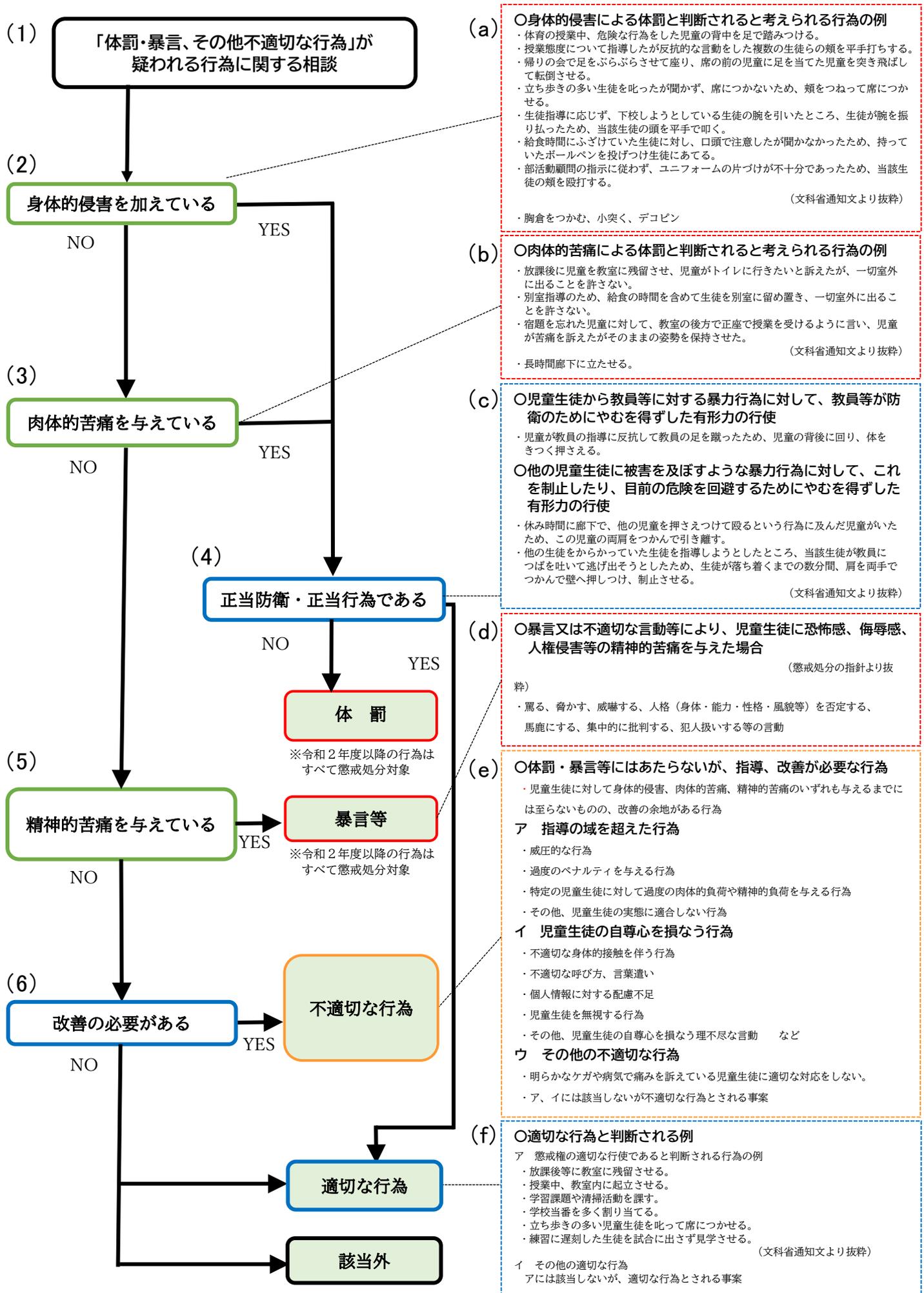
要因	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①いじめ	1	4	10
②いじめを除く友人関係をめぐる問題	13	25	35
③教職員との関係をめぐる問題	6	7	8
④学業不振	6	11	19
⑤進路に係る不安	1	2	1
⑥クラブ活動・部活動等への不適応	0	0	2
⑦学級の決まり等をめぐる問題	2	1	1
⑧入学・転編入学・進級時の不適応	6	11	6
⑨家庭の生活環境の急激な変化	19	19	43
⑩親子の関わり方	60	57	94
⑪家庭内不和	4	6	9
⑫生活リズムの乱れ・あそび・非行	87	108	146
⑬無気力・不安	188	323	498
⑭ ①～⑬以外の理由	115	183	219
⑮病気	49	136	274
⑯経済的理由	0	0	0
⑰新型コロナウイルス感染回避	0	87	49
⑱その他	16	28	87
合計	573	1,008	1,501



## 要因別長期欠席者数(中学校)

要因	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①いじめ	3	8	7
②いじめを除く友人関係をめぐる問題	51	74	64
③教職員との関係をめぐる問題	8	8	8
④学業不振	44	46	41
⑤進路に係る不安	8	11	6
⑥クラブ活動・部活動等への不適應	5	12	5
⑦学級の決まり等をめぐる問題	3	3	3
⑧入学・転編入学・進級時の不適應	12	27	30
⑨家庭の生活環境の急激な変化	27	33	25
⑩親子の関わり方	48	65	79
⑪家庭内不和	7	9	18
⑫生活リズムの乱れ・あそび・非行	115	126	148
⑬無気力・不安	545	757	940
⑭ ①～⑬以外の理由	158	216	294
⑮病気	121	179	287
⑯経済的理由	0	0	0
⑰新型コロナウイルス感染回避	0	40	12
⑱その他	9	20	54
合計	1,164	1,634	2,021





いじめの未然防止

課題19 未然防止策の充実

いじめに向かわせない態度・能力の育成  
児童生徒の自己有用感・自己肯定感の育成

いじめについての共通理解  
いじめが起きにくい集団の育成  
対人関係能力の育成

いじめの発見

課題10 いじめ事案への丁寧な対応

児童生徒本人や他児童生徒  
からの相談・訴え

課題15 子どもの声を拾えないことへの対応

保護者からの相談・訴え

課題13 聞き取りを躊躇する場合の対応

地域・関係機関からの連絡

課題12 学校外でのトラブルへの対応

迅速な初期対応

課題10 いじめ事案への丁寧な対応

被害児童生徒への対応

○事実関係の把握・確認  
○安全確保 ○心のケア

加害児童生徒への対応

○事実関係の把握・確認  
○いじめ行為の制止

保護者への対応

○事実関係の報告  
○教育相談の実施

課題11 加害児童生徒への適切な指導

課題20 いじめを認めない場合の対応

いじめ防止等対策委員会

課題14 いじめ重大事態への丁寧な対応

事実関係の確認

課題16 調査範囲等の判断と調査自体との難しさ

対応・指導方針・役割の確認

関係機関との連携

情報の整理・記録・共有

継続した支援と指導、再発防止

課題19 未然防止策の充実

被害児童生徒への対応

○安心して通学できるように徹底  
して守り通すサポート  
○心のケア

課題18 被害児童生徒が安心できない  
場合の対応

課題17 加害側の反省が伝わらない場  
合の対応

加害児童生徒への対応

○行動の背景にも目を向ける  
○いじめは許されない行為である  
ことの徹底

課題11 加害児童生徒への適切な指導

課題21 過度な要求をする保護者への  
対応

被害・加害双方の保護者への対応

○いじめに対する謝罪及び説明  
○今後の対応方針の確認  
○教職員同席での双方の話し合い

課題22 保護者が納得しない場合の対  
応

課題23 保護者間の意見が対立した場  
合の関係改善調整

解決

## 協議資料4 【事例2及び3(いじめへの対応)における協議の視点】

### 1 仕組みや基準に関する内容

協議の視点	具体的内容	事例該当部分	
		事例2	事例3
【視点①】 いじめ防止対策推進法に基づいた、いじめ事案対応やいじめ重大事態対応のあり方	いじめ防止対策推進法に沿った丁寧な対応及び事案の重大化を防ぐ対応はどうあるべきか	課題10	
	いじめ重大事態への丁寧な対応と学校の負担軽減とを両立できる仕組みはどうあるべきか	課題14	
	いじめ重大事態の調査が過去まで及ぶ場合、どこまで対応すべきか	課題16	
	いじめ防止対策推進法の内容に関して、見直しを提言すべき点はないか	課題10 課題14 課題16	課題20
	法的助言を得ながら対応する体制はどうあるべきか	課題16	
	いじめ未然防止の一層の充実及び早期発見・早期対応できる体制・仕組みはどうあるべきか	課題19	
【視点②】 被害児童生徒が安心して登校できる体制のあり方	被害側が安心して加害側と向き合える等、被害児童生徒の不安をめぐり対応はどうあるべきか	課題17 課題18	
	いじめ未然防止の一層の充実及び早期発見・早期対応をする体制・仕組みはどうあるべきか	課題19	
	医療・福祉機関やいじめ対応の専門家等と、スムーズに連携できる体制・仕組みはどうあるべきか	課題11 課題17 課題18 課題19	
【視点③】 加害児童生徒への指導のあり方	加害児童生徒への再発防止指導や被害児童生徒への接し方の指導はどうあるべきか	課題11 課題17	
	いじめ未然防止の一層の充実及び早期発見・早期対応をする体制・仕組みはどうあるべきか	課題19	
④保護者の様々な不安への対応のあり方	被害児童生徒や関係者への聞き取りを拒む保護者への対応はどうあるべきか	課題13	
	学校及び加害児童生徒・保護者に、高圧的・暴力的で過度な要求をする保護者への対応はどうあるべきか		課題21
	児童生徒同士では解決の見込みがあるが、保護者の納得が得られない場合の対応はどうあるべきか		課題22

### 協議の際に参考となる資料

「参考資料1」 いじめ防止対策推進法のポイント

「参考資料2」 本市におけるいじめ対応のポイント

「参考資料3」 本市におけるいじめ発生数及び重大事態数の推移

## 2 組織に関する内容

協議の視点	具体的内容	事例該当部分	
		事例2	事例3
⑤ 第三者が対応できる組織・仕組みのあり方	学校外での事案に対応するための、組織・仕組みはどうあるべきか	課題12	
	児童生徒が相談しやすい様々な仕組みや相談窓口はどうあるべきか	課題15	
	いじめ未然防止の一層の充実及び早期発見・早期対応をする体制・仕組みはどうあるべきか	課題19	
	保護者の意見がかみ合わない場合の解決に対応できる組織・仕組みはどうあるべきか		課題23

### 協議の際に参考となる資料

「参考資料4」 他都市におけるいじめ対応のあり方について

「参考資料5」 本市における児童生徒が利用可能な相談窓口について

## 協議の視点①「いじめ防止対策推進法に基づいた、いじめ事案対応やいじめ重大事態対応のあり方」に関連する課題

### 【課題10】

教育委員会の対応	いじめ防止対策推進法に示される「いじめの定義」に従って丁寧に対応しているが、それが本質的ないじめ問題の解決につながっているのか悩みながら取り組んでいる。
課題点	一方の主張のみでいじめと認定したり、子どもが他者に迷惑をかけることを法で禁止したりすることが、児童生徒の人間関係育成の面で適切なものか。
考えられる改善点	○いじめ防止対策推進法の内容で、「いじめの定義」または「例外なく全面的にいじめを禁止する規定」のいずれかを見直すよう国に提言する。 ○早期発見・早期対応等、事案の重大化を防ぐためのポイントを明確にする。

### 【課題14】

教育委員会の対応	いじめ重大事態を積極的に認知しているため、いじめ重大事態調査や第三者委員会運営事務等に労力を要した。
課題点	いじめ防止対策推進法に従うと、いじめ重大事態の件数が相当数増加することになる。
考えられる改善点	○事案に丁寧に対応できる体制のために重要なポイント及びいじめの重大事態を判断する基準と方法を明確にする。 ○第三者機関の委員選定のための人材リストの作成や、委員等の謝金の財政措置を国へ要望する。

### 【課題16】

教育委員会の対応	いじめ重大事態における、過去にさかのぼった案件(過年度のいじめが原因の2号事案等)の調査は、当時の職員が異動していたり生徒が卒業したりしている場合等、事実確認や調査が困難であり、対応に苦慮した。
課題点	いじめ重大事態での過去調査を行う場合は、調査時期や調査範囲をどこまでにするか等の判断および調査そのものの難しさがある。
考えられる改善点	○いじめ問題に丁寧に関わり、重大事態の可能性がある場合には早期に対応する仕組みづくりを行い、対応を徹底する。 ○いじめ重大事態の調査に時効を設ける等の見直しを国に提言する。

【課題19】

教育委員会の対応	全校でいじめ未然防止策に取り組んでいるが、全市的に取り組むいじめ根絶に向けての効果的な対応がない。
課題点	全市的に取り組む組織的・効果的・具体的ないじめ未然防止策や子どもたちへの啓発プログラムが構築されていない。
考えられる改善点	<p>○未然防止に向けて、啓発プログラムの充実、ICTの活用、AIを利用したデータ分析等、実態に応じた取り組みを研究し、成果を共有する。</p> <p>○早期発見・早期対応の仕組みをつくり、学校・家庭・地域が一体となって、いじめが重大事態に発展することを防ぐ。</p> <p>○いじめ対応の専門家が必要に応じて学校をサポートできる体制を構築する。</p>

【課題20】

教育委員会の対応	いじめが被害者側の言動からはじまった場合、いじめ加害児童生徒・保護者に説明をする際に、「先に手を出したのは被害者側」であり、自分もいじめを受けたと主張し納得せず、対応に苦慮した。
課題点	双方がいじめられたと主張した場合、いじめ防止対策法上は、双方がいじめの加害者であり被害者となるため、児童生徒の人間関係を構築するための対応が難しくなる。
考えられる改善点	<p>○いじめ防止対策推進法の内容で、「いじめの定義」または「例外なく全面的にいじめを禁止する規定」のいずれかを見直すよう国に提言する。</p> <p>○法的な助言を得ながら指導できる仕組みをつくる。</p>

## 協議の視点②「被害児童生徒が安心して登校できる体制のあり方」に関連する課題

### 【課題17】

教育委員会の対応	加害者側が被害者側の気持ちを察して距離をおいたところ、「無視される」と言われ、どう接すればいいかが難しく、加害側の児童生徒と保護者、学校が対応に苦慮した。
課題点	加害側の児童生徒の反省がうまく伝わらない場合、事案が深刻化し対応が難しくなる。
考えられる改善点	○被害児童生徒・加害児童生徒へのカウンセリング体制の整備や医療・福祉との連携を強化する。 ○加害児童生徒への継続的な指導を徹底する仕組みをつくる。

### 【課題18】

教育委員会の対応	いじめ自体は止んでいるが、被害児童生徒の中で不安が拭えずに、登校を拒んだり、教室に入れなかったり、保護者が学校に行かせなかったりする場合、学校としてどのように対応すべきか苦慮した。
課題点	被害側の児童生徒の安心感を担保できない場合、事案が深刻化し対応が難しくなる。
考えられる改善点	○被害児童生徒へのカウンセリング体制の整備や医療・福祉との連携を強化する。

### 【課題19】

教育委員会の対応	全校でいじめ未然防止策に取り組んでいるが、全市的に取り組むいじめ根絶に向けての効果的な対応がない。
課題点	全市的に取り組む組織的・効果的・具体的ないじめ未然防止策や子どもたちへの啓発プログラムが構築されていない。
考えられる改善点	○未然防止に向けて、啓発プログラムの充実、ICTの活用、AIを利用したデータ分析等、実態に応じた取り組みを研究し、成果を共有する。 ○早期発見・早期対応の仕組みをつくり、学校・家庭・地域が一体となって、いじめが重大事態に発展することを防ぐ。 ○いじめ対応の専門家が必要に応じて学校をサポートできる体制を構築する。

### 協議の視点③「加害児童生徒への指導のあり方」に関連する課題

#### 【課題11】

教育委員会の対応	いじめの加害者となっている児童生徒本人に特性があり不特定多数への暴言暴力があるような場合、学校及び保護者の指導があっても改善が見られないことがあり、対応に苦慮した。
課題点	加害児童生徒への指導が適切に行われずに、再発や被害児童生徒の不信感につながり事案が深刻化する。
考えられる改善点	○特性のある児童生徒を含め、再発防止のための適切な教育プログラムを実施する。 ○医療や福祉と連携すべきと判断した際に連携できる仕組みをつくる。

#### 【課題17】

教育委員会の対応	加害者側が被害者側の気持ちを察して距離をおいたところ、「無視される」と言われ、どう接すればいいかが難しく、加害側の児童生徒と保護者、学校が対応に苦慮した。
課題点	加害側の児童生徒の反省がうまく伝わらない場合、事案が深刻化し対応が難しくなる。
考えられる改善点	○被害児童生徒・加害児童生徒へのカウンセリング体制の整備や医療・福祉との連携を強化する。 ○加害児童生徒への継続的な指導を徹底する仕組みをつくる。

#### 【課題19】

教育委員会の対応	全校でいじめ未然防止策に取り組んでいるが、全市的に取り組むいじめ根絶に向けての効果的な対応がない。
課題点	全市的に取り組む組織的・効果的・具体的ないじめ未然防止策や子どもたちへの啓発プログラムが構築されていない。
考えられる改善点	○未然防止に向けて、啓発プログラムの充実、ICTの活用、AIを利用したデータ分析等、実態に応じた取り組みを研究し、成果を共有する。 ○早期発見・早期対応の仕組みをつくり、学校・家庭・地域が一体となって、いじめが重大事態に発展することを防ぐ。 ○いじめ対応の専門家が必要に応じて学校をサポートできる体制を構築する。

## 協議の視点④「保護者の様々な不安への対応のあり方」に関連する課題

### 【課題13】

教育委員会の対応	保護者からいじめ被害の訴えがあったものの、被害児童生徒本人からの直接聞き取りを拒み、事実確認ができないケースの対応に苦慮した。
課題点	児童生徒や関係者への聞き取りを躊躇することで、事案が長期化複雑化することが多い。
考えられる改善点	○いじめ事案の解決のためには、事実確認が不可欠であることの周知徹底と被害側の児童・保護者の不安を解消できる体制をつくる。

### 【課題21】

教育委員会の対応	謝罪を受け入れずに加害児童生徒の転校やクラス替え等を要求したり、いじめに対する学校の不手際を非難したりする等、高圧的・暴力的・長期的な保護者の要求への対応に苦慮した。
課題点	加害児童生徒に転校を求めたり、学校に責任を問うたり等の、保護者からの過度な要求に対応するのが難しい。
考えられる改善点	○被害児童生徒が安心して登校できる体制及び加害児童生徒への適切な指導を、法的な助言を得ながら行える仕組みをつくる。

### 【課題22】

教育委員会の対応	当該の児童生徒間では、謝罪を済ませ解決の見込みがあるものの、保護者の納得が得られず対応に苦慮した。
課題点	保護者の納得を得ることができずに事案対応が長期化したり複雑化したりする場合の対応が難しい。
考えられる改善点	○被害児童生徒が安心して登校できる体制及び加害児童生徒への適切な指導を、法的な助言を得ながら行える仕組みをつくる。

## 協議の視点⑤「組織や第三者による対応の仕組みのあり方」に関連する課題

### 【課題12】

教育委員会の対応	社会体育や塾等で発生したいじめで、社会体育や塾等では対応できないと言われて学校に相談されることがある。学校が対応すべきか迷いながらも子どものためと思い対応することで、仕事量や精神的負担が大きくなった。
課題点	学校外のトラブルも学校内の児童生徒の関係に影響するため、結局学校が対応することが多い。
考えられる改善点	○学校で対応すべき事案ではない場合、学校以外の部署で第三者による対応ができる仕組みや組織を新設する。

### 【課題15】

教育委員会の対応	いじめの事実が発覚して被害を受けた児童生徒の中で、「心配をかけたくない、相談できる人がいない。」との理由から一人で抱え込んで、対応が長期化したケースがある。
課題点	各種アンケートや教育相談では、子どもの声を拾えないケースがある。
考えられる改善点	○児童生徒に対して、SOS の出し方の指導をより一層徹底する。 ○学校だけでなく、児童生徒本人が気軽に相談できる窓口をより一層充実させる。

### 【課題19】

教育委員会の対応	全校でいじめ未然防止策に取り組んでいるが、全市的に取り組むいじめ根絶に向けての効果的な対応がない。
課題点	全市的に取り組む組織的・効果的・具体的ないじめ未然防止策や子どもたちへの啓発プログラムが構築されていない。
考えられる改善点	○未然防止に向けて、啓発プログラムの充実、ICT の活用、AI を利用したデータ分析等、実態に応じた取り組みを研究し、成果を共有する。 ○早期発見・早期対応の仕組みをつくり、学校・家庭・地域が一体となって、いじめが重大事態に発展することを防ぐ。 ○いじめ対応の専門家が必要に応じて学校をサポートできる体制を構築する。

### 【課題23】

教育委員会の対応	保護者双方の考え方や納得感がかみ合わない場合や、被害側保護者が加害側保護者に文書による回答や慰謝料を要求し、どこまで要求を受け入れればいいのか判断に迷う場合の対応に苦慮した。
課題点	どこまで学校が関わるべきかも含め、保護者同士の意見の対立を調整する場合、学校に対する不信感につながることもあり対応が難しい。
考えられる改善点	○学校以外の部署での対応や学校関係者以外を中心に学校で対応する等、早い段階で第三者による対応ができる仕組みや組織をつくる。

## 協議資料5 【事例2】いじめへの対応①(被害生徒が転校したケース)

7月28日 **保護者からの相談**

A 中学校の1年男子 B 生徒と C 保護者が三者相談を行った際に、C 保護者から担任の D 教諭に以下の相談があった。「B 生徒が所属するサッカークラブチームで、ふざけあって隣クラスの E 生徒の手が B 生徒の顔に当たった。クラブチームのコーチが双方に聞き取りをして、互いに謝罪した。クラブからも連絡があったが、E 生徒は行動があらいのので今後も心配だ。」というものであった。

D 教諭は、2学期以降、学校でも様子をしっかりと見ておくことを伝えた。

9月14日 **保護者からの第一報**

C 保護者から D 教諭に電話があった。内容は、「B 生徒がクラブチームの練習のたびに E 生徒から無視されたり、嫌がらせをされたりしている。学校での嫌がらせはないが、顔を合わせるのが嫌で学校に行きたくないと言っている。」というものであった。D 教諭は、学校で B 生徒や E 生徒に聞き取りや指導をすると伝えた。

9月15日 **生徒への聞き取りと指導**

B 生徒には D 教諭、E 生徒には担任の F 教諭が、それぞれの話を確認した。

E 生徒の言い分では、「B 生徒はクラブチームの練習中、自分のプレーに文句を言うるので、言い返した。」ということであった。

E 生徒は、小学校時代から不特定多数への暴言暴力による友人トラブルがあり、トラブルのたびに被害を受けた児童生徒からいじめられたとの訴えがあり、いじめの定義に従って丁寧に対応していた。その都度、学校や保護者から E 生徒へ指導しているが、改善が見られていない。

また、学校外でのトラブルであるが、学校として二人の様子を見守ることを学年で共通理解した。B 生徒と E 生徒には、今後トラブルが起きないように、ある程度の距離を保ちながら関わる方がいいこと、嫌なことがあった場合は、すぐに担任、学年職員の誰でもいいので相談をするように伝えた。双方の保護者にもこの旨を連絡した。

課題10

課題11

課題12

課題10

10月16日

B 生徒が、クラブチームをやめたと D 教諭に報告してきた。練習中に、E 生徒が自分の

ことを無視したり嫌がらせしたりすることが耐えられないとの理由であった。

11月6日 **保護者からの第二報**

C 保護者から D 教諭に、「E 生徒が B 生徒に、学校で嫌がらせをしているようだ。」との連絡があった。ただ、B 生徒は、「学校の先生には関わらないでほしい。」と言っているので、聞き取りや働きかけをするのではなく、しっかり見守っておいてほしい。とのことだった。

課題13

12月13日

B 生徒の遅刻、早退、欠席が3日続いたので、D 教諭が放課後に家庭訪問し、教育相談を行ったが、「特に何も無い。大丈夫。」という返事であった。D 教諭は、心配事があるならいつでも相談できることを、B 生徒に伝えた。この後、B 生徒の欠席が多くなり、毎日声掛けをしたが、本人からの相談はなかった。この後、週に2日ほどの欠席が続いた。

1月23日 **保護者からいじめの訴え、いじめ重大事態(2号事案)としての対応**

C 保護者から電話があった。「B 生徒は、いじめで学校に行けなくなっている。E 生徒と顔を合わせるのが怖くて学校に行けないと言っている。」と強い口調であった。

報告を受けた A 中学校長は、B 生徒の欠席が長期化しており、いじめ重大事態(2号事案)の可能性が高いとして、学校いじめ防止等対策委員会を開いた。役割を分担して、D 教諭と F 教諭の二人で、まず B 生徒、次に E 生徒の話を聞くことにした。A 中学校では、他のいじめ事案や重大事態の疑いがある事案に対応中だったので、校内での役割調整に苦慮した。この対応については、双方の保護者に連絡して承諾を得た。

課題14

1月24日 **生徒への再度の聞き取り**

D 教諭が、B 生徒に聞き取りを行った。B 生徒は、「クラブチームの練習中に、E 生徒から悪口を言われた。やめた後は、学校で会うたびに『何でやめたの』と聞かれるのが嫌だった。小学校5年生の時に、E 生徒からいじめられていたことを思い出し、E 生徒が怖くなり、ずっと悩んでいた。親や先生にも相談しようと思ったが、心配をかけたくないので、だれにも相談できなかった。」と答えた。

課題15

D 教諭と F 教諭の二人で、E 生徒に B 生徒の気持ちを伝え、小学校時代のことや最近の二人の関係性を聞いた。E 生徒は、「小学校時代にけんかしたことはあったけど、よく

覚えていない。クラブチームをやめた後、何でやめたのかなと思って B 生徒に声をかけたら変な反応をした。それが面白くて、会うたびに『何でやめたの』と声をかけていた。B 生徒には謝りたい。」と答えた。

周囲の子どもたちにもアンケートや聞き取りを行ったが、これ以外には E 生徒によるいじめと考えられる行為はなかった。聞き取りを受けて、双方の保護者を交えた関係改善の会を設定することにした。

1月26日 **関係改善の会の開催、過去のいじめ事案の調査**

B 生徒と E 生徒及び双方の保護者を入れて、校長室で関係改善の会を持った。学校からは、D 教諭・F 教諭・学年主任・教頭・校長が同席した。会の中で、E 生徒と保護者が B 生徒に謝罪し、再発防止を約束した。B 生徒と C 保護者は、ひとまず安心したようだったが、小学校時代のいじめへの謝罪も求めた。E 生徒は、いじめを覚えていないと答えた。

A 中学校長が、「本事案はいじめ重大事態(2号事案)にあたるため、小学校時代のいじめについても A 中学校で確認して、改めて報告すること」を約束して会を終えた。翌日以降、小学校5年生時代の担任や同じクラスだった生徒にヒアリングを行ったが、他校に進学した生徒もいて、事実確認が困難で対応に苦慮した。

課題16

2月13日

B 生徒は、遅れて登校して別室で過ごすことが多くなった。2日連続して欠席したので、D 教諭が家庭訪問して教育相談を行った。B 生徒によると、欠席の理由は、「E 生徒が自分を無視している。学校で顔を合わせるのが怖い。」というものであった。B 生徒と C 保護者に E 生徒に聞き取りと指導をすることを伝えた。

2月15日 **加害生徒への聞き取り**

F 教諭が E 生徒に聞き取りを行った。E 生徒は、「無視したつもりはない。B 生徒が嫌がると思って、できるだけ声かけや顔を合わせないようにしていた。声をかけていいなら、自分から声かけしたい。」と答えた。保護者は、「うちの子は、どうすればいいのか。」と戸惑っていた。

課題17

D 教諭が、「E 生徒は、無視する意図はないから安心してほしい」と、B 生徒と C 保護者に伝えた。

B 生徒は、「E 生徒と会うのが怖い。」と受け入れきれなかった。C 保護者も、「心が折れているので、無理して登校させるつもりはない。」と、考えは変わらなかった。B 生徒の欠席は続いた。

課題18

3月3日 **転校の相談**

C 保護者から「もう登校は難しそうなので、転校の手続きをとってほしい」との電話が入り、D 教諭と学年主任で現在の状況について家庭訪問して話し合いをした。学校としてできることを提案したが、「考えさせてほしい」という回答だった。欠席は続いた。

3月10日 **いじめ重大事態(1号事案)としての対応**

B 生徒と C 保護者が来校して、D 教諭・学年主任・教頭・校長と話し合いを持った。  
「E 生徒の行為はいじめであり、それが理由で精神的に登校できない状況になってしまった。転校して環境を変えたい。」ということであった。B 生徒と C 保護者ともに意思は固かった。

これを受けて、A 中学校長は、「いじめ重大事態(1号事案)」にも該当するとして、改めて対応を指示した。

3月24日 **転校**

B 生徒は、隣接する中学校へ転校した。

A 中学校長は、このような事態が二度と起こらないよう、以下の5点を中心に「いじめ未然防止策の一層の充実」を見直し、計画作成を行った。

- いじめについての共通理解の徹底
- いじめに向かわせない態度・能力の育成
- いじめが起きにくい集団の育成
- 児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成
- 対人関係能力の育成(人間関係トレーニング)

同時に、「いじめの早期発見・早期対応の一層の充実」にも取り組むことにした。

課題19

## 協議資料6 【事例3】いじめへの対応②(加害側が長期別室のケース)

12月7日 **事案への初期対応**

G 中学校の1年女子 H 生徒が保健室来室した際に、養護教諭がリストカットの跡に気づき、担任の I 教諭とともに H 生徒に話を聞いた。H 生徒は、3日前に自宅でリストカットしたということであった。

報告を受けた G 中学校長は、保護者への連絡、最近のアンケートや生活ノート等の確認、カウンセラーによる緊急カウンセリング実施要請、教育委員会への報告を指示した。

12月8日 **被害保護者からの相談**

放課後に I 教諭・学年主任・教頭で H 生徒と J 保護者の話を聞く場を設けた。

H 生徒と J 保護者の話では、「同じクラスの K 生徒からいじめを受けていて、それが嫌でリストカットした。」とのことだった。主ないじめの内容は、「友人が少ないことをからかう」、「無視する」等であった。明日以降、K 生徒や周囲の生徒に事実確認をして、改めて話し合うことにした。G 中学校長は、教育委員会にいじめ重大事態(1号事案)の可能性が高いことを報告した。

12月9日 **加害生徒への聞き取りと加害生徒保護者への説明**

複数職員で K 生徒に聞き取りを行った。K 生徒は、おおむねいじめの事実を認め、「やりすぎた。H 生徒に謝罪したい。」と話した。

K 生徒は、いじめた事実を反省しながらも、「先に嫌がらせをしてきたのは H 生徒だ。私も H 生徒からいじめられて嫌な思いをした。」と、当初は納得がいかない様子であった。放課後の K 生徒の L 保護者への説明でも、当初 L 保護者は同じ受け止めだった。

課題20

話し合いを進める中で、L 保護者はリストカットを重く受け止め K 生徒の非を認めた。

G 中学校長は、今回の事案はいじめ重大事態の1号事案に当たるので、教育委員会に報告し、重大事態としての対応を行うことを K 生徒・L 保護者に伝えた。

12月9日 **謝罪会の開催**

午後7時から、謝罪会を開催した。出席者は、H 生徒・J 保護者・K 生徒・L 保護者、G 中学校長・教頭・I 教諭・学年主任・学年部職員であった。冒頭で、G 中学校長は、今回の事案はいじめ重大事態であることを参加者に説明した。J 保護者は、リストカットするまで

娘を追い込んだ責任をどうとるのかと K 生徒とL保護者を問い詰めた。また、学級担任としての管理責任を問い、I 教諭を強く非難した。

K 生徒・L保護者は、いじめた事実は間違いないと、H 生徒・J 保護者に謝罪した。その中で、K 生徒は「自分も H 生徒から嫌がらせを受けた」ことを説明した。J 保護者は激昂し、「H 生徒はリストカットまでやっており、いじめ重大事態である。K 生徒は、反省していないのではないか。このままでは、娘は安心して学校に行けない。」として、「K 生徒が転校するか、K 生徒を別クラスにするか」のいずれかを選ぶように、K 生徒の保護者と G 中学校長に求めた。G 中学校長は、「検討して、後日返事する。」として謝罪会を終えた。

課題21

週明け早々に、改めて相談することとして解散した。

12月12日

始業前に、J 保護者から I 教諭に、「もしも、次のリストカットがあったら、担任のせいだ。校長にも伝えておくように。」と、強い口調での電話があった。この後も、I 教諭や教頭に学校の対応に対する不満の電話が続き、その対応に苦慮した。

課題21

教育委員会との相談をふまえ、放課後に K 生徒・L 保護者と I 教諭・学年主任・教頭・G 中学校長で今後についての話し合いを行い、G 中学校長が以下の 2 点を提案した。

- ①H 生徒と J 保護者に改めて謝罪し、K 生徒の転校やクラス替えは避けたいと伝える。
- ②2学期末まで、K 生徒は別室でリモート授業を受け、教員がサポートする。

K 生徒・L 保護者ともに、この提案を承諾した。

12月13日 **今後の対応について家庭訪問**

G 中学校教頭・I 教諭・学年主任で、H 生徒宅に家庭訪問して、今後の対応について説明した。提案した 2 点について、H 生徒も J 保護者も納得した。ただし、H 生徒が K 生徒と顔を合わせることができないので、J 保護者から、3学期の様子を見ながら別室登校の期間を決めてほしいとの要望があった。K 生徒と L 保護者に伝えたところ、H 生徒と J 保護者の気持ちを優先したいとの返答であった。

12月14日 **K 生徒の別室登校開始**

K 生徒が別室登校を開始し、学期末まで別室登校を続けた。H 生徒は、2日間欠席した

が、その後は普通通り登校していた。

1月18日 **K 生徒の別室登校延長**

3学期開始後も K 生徒の別室登校が続く中、H 生徒が、「K さんを教室に戻してほしい。」と I 教諭に相談してきたので、I 教諭はG中学校長と相談のうえ、H生徒とK生徒との関係修復の場を設けた。その場で、K生徒は泣きながら謝罪し、H生徒も謝罪を受け入れたようであった。

I教諭とG中学校長でH生徒宅に家庭訪問し、このことをJ保護者に説明し、別室登校終了の承諾を得ようとした。J 保護者は、「親の承諾も取らずに勝手なことをされたら困る。別室登校はH生徒がリストカットせざるを得なかったことへのペナルティである。H生徒が本当に安心できるようになって、別室を終わらせるべきだ。」と話し、J保護者の姿勢が硬化してしまった。K 生徒と L 保護者には、J 保護者の思いを説明して、承諾してもらった。

課題22

1月30日 **別室登校終了の相談**

K 生徒は、「いつまで別室登校すればいいのか。みんなと一緒に勉強したい。」と、I 教諭に何度も相談していた。L 保護者からも「いつまで、この状態を続けるのか。うちの子の学ぶ権利はどうなるのか。もう、限界ではないか。」との強い意見が出ていた。

これを受け、G 中学校長や I 教諭は、数回にわたり、J 保護者に K 生徒・L 保護者の思いを伝え、別室登校を終了することへの承諾を求めた。しかし、J 保護者は、「ペナルティだから。」という姿勢を崩さなかった。

課題22

2月6日 **別室登校終了**

G 中学校長は、教育委員会同席のうえ、K 生徒の別室登校終了を伝える会を開いた。改めて K 生徒と L 保護者が、H 生徒と J 保護者に謝罪した。G 中学校長が、K 生徒の反省状況や H 生徒が安心して登校できる体制をとることを説明したが、J 保護者は納得しなかった。最終的には、教育委員会が、法制担当者と相談のうえ教育委員会として別室登校を終了させる判断であることを伝えた。

この席で、J 保護者は、L 保護者に「今後、再度いじめが行われた場合には、K 生徒が転校する。」という内容の念書提出を求めた。L 保護者は念書提出を拒否したため、両者の間には、しこりが残ったままとなった。

課題23